雇　用　証　明　書（個人事業所用）

記号・番号：93－　　－

氏　　名：

①	雇用形態 該当項目に✔をつける	□ 一般被雇用者 □ 3/4以上短時間被雇用者	□ 3/4未満短時間被雇用者	□ 臨時被雇用者
②	1日・1週間の労働時間	労　働　時　間 時間　分間	（参考）事業所の所定の労働時間 時間　分間	
③	1ヶ月間の労働日数	労　働　日　数 日間	（参考）事業所の所定の労働日数 日間	
④	雇用年月日 （雇用契約期間）	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日		
⑤	事業所従業員数 （当国保未加入者を含む）	一般被雇用者及び3/4以上短時間被雇用者の合計人数 人		
⑥	厚生年金任意適用	厚生年金の任意適用を　□ 受けている　・　□ 受けていない		
⑦	添付書類 添付した書類に✔をつける	□ 雇用契約書 □ その他（　　）		

この者は上記のとおり、雇用していることを証明いたします。
なお、事業所を法人化した場合や常時５人以上の従業員を雇い入れる事業所となった場合は、期日内に必要な手続きを日本年金機構及び全国建設工事業国民健康保険組合に行います。

令和　年　月　日

全国建設工事業国民健康保険組合
理　事　長　殿

事業所住所：

事業所名：

事業主名（自署）：

記号番号：　□ 有　・□ 無　（93－　　－　　）

(R7.12)

雇用証明書（個人事業所用）書き方

個人事業所とは、一般被雇用者及び3/4以上短時間被雇用者の合計人数（事業主は含まない）が5人未満の個人事業所および任意で厚生年金保険に加入していない個人事業所のことをいいます。

①**雇用形態**　該当する項目に✔をつけてください。

A. 一般被雇用者	臨時被雇用者以外で事業所の所定労働時間･所定労働日数で働いている者
B. 3/4以上 短時間被雇用者	臨時被雇用者以外で、次のア･イ **両方**に該当する者 ア．1日又は1週間の労働時間が事業所の所定の労働時間の概ね3/4以上の者 イ．1ヶ月の労働日数が事業所の所定の労働日数の概ね3/4以上の者
C. 3/4未満 短時間被雇用者	臨時被雇用者以外で、次のア･イ のうち**1つ又は2つ**に該当する者 ア．1日又は1週間の労働時間が事業所の所定の労働時間の概ね3/4未満の者 イ．1ヶ月の労働日数が事業所の所定の労働日数の概ね3/4未満の者
D. 臨　時 被雇用者	日々雇い入れられている者（1ヶ月を超えない者）又は、2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者

② **１日・１週間当たりの労働時間**　1日・１週間いずれかに〇を付け、被雇用者の労働時間を記入してください。
（参考）事業所の所定の労働時間は、「事業所の所定の労働時間」を記入してください。

③ **１ヶ月当たりの労働日数**　１ヶ月当たりの被雇用者の労働日数を記入してください。
（参考）事業所の所定の労働日数は、「事業所の所定の１ヶ月当たりの労働日数」を記入してください。

④ **雇用年月日（雇用契約期間）**　雇用契約期間を記入してください。期間を限って雇用契約を締結していない場合は、雇用開始年月日のみを記入してください。（雇用契約書の写しを添付してください。）

⑤ **事業所従業員数**　事業所の一般被雇用者及び3/4以上短時間被雇用者の合計人数を記入してください。
（事業所全体の従業員が対象となり、建設国保に加入していない従業員も含めて5人未満を確認してください。）

⑥ **厚生年金任意適用**　厚生年金の任意適用の状況を記入してください。(受けていないことを確認してください。)

⑦ **添付書類**　添付した書類に✔をつけてください。
「事業主名」の署名は事業主本人が自署で記入してください。
「記号番号」欄は、事業主が当組合に加入している場合は「有」に✔し、記号番号を記入してください。
また、当組合に加入していない場合は「無」に✔してください。

【重　要　事　項】

個人事業所の一般被雇用者と3/4以上短時間被雇用者の合計数が5人以上となった場合や、個人事業所が法人化した場合はその事業所は厚生年金保険・健康保険適用事業所となります。この場合、当国保に加入する一般被雇用者と3/4以上短時間被雇用者の従業員全員が（個人事業所事業主は含まず）厚生年金保険と健康保険の適用対象者となります。

但し、厚生年金保険の適用除外承認制度はありませんが、健康保険には、適用除外承認制度があるため、期日内に健康保険適用除外の承認申請を行うと、健康保険には加入せず当国保に残る事ができます。この制度を利用する場合は事実発生日から14日以内（ただし、厚生年金保険被保険者資格取得届は事実発生日から5日以内）に年金事務所で、対象者全員分の厚生年金保険の加入手続きと、健康保険適用除外の承認申請を行う必要があります。

※　厚生年金保険・健康保険適用事業所の一般被雇用者および3/4以上短時間被雇用者が健康保険適用除外承認を取らずに、国民健康保険組合に加入することはできませんので、健康保険適用除外の承認を取らない場合は、健康保険（協会けんぽ）の適用を受け当国保組合は脱退することとなります。